

政令第二百五十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の

一部を改正する政令

内閣は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五号）の一部の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）第二条第五項、第六条の二第二項、第九条の十第八項（同法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十五条第一項及び第四項並びに第十五条の四の四第三項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の十」を「第五条の十二」に、「第七条の六」を「第七条の八」に改める。

第一条第十二号イ中「第三条第三号又」を「第三条第三号ヲ」に改める。

第一条の四第五号へ中「建築物」の下に「その他の工作物」を加える。

第三条第一号中チをルとし、トをリとし、リの次に次のように加える。

又 石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、トの規定の例によること。

第三条第一号中へをチとし、ホをへとし、への次に次のように加える。

ト 石綿含有一般廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

第三条第一号ニの次に次のように加える。

ホ 石綿が含まれている一般廃棄物であつて環境省令で定めるもの（以下「石綿含有一般廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有一般廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。

第三条第二号中「を除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号八中「前号ト」を「前号

リ」に改め、同号に次のように加える。

ト 石綿含有一般廃棄物の処分又は再生を行う場合には、次によること。

(1) 石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、前号トの規定の例によること。

(2) 石綿含有一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。ただし、収集又は運搬のため必要な破碎又は切断であつて環境大臣が定める方法により行うものについては、この限りでない。

第三条第三号中「又に」を「ヲに」に改め、又をヲとし、リをルとし、チを又とし、トの次に次のように加える。

チ 石綿含有一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 最終処分場（第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有一般廃棄物が分散しないように行うこと。

(2) 埋め立てる石綿含有一般廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

リ 石綿含有一般廃棄物を前号トの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

第四条の二第一号ト中「第三条第一号ホ(2)及び(3)」を「第三条第一号へ(2)及び(3)」に改め、同号リ及び同条第二号イ中「第三条第一号ト」を「第三条第一号リ」に改める。

第二章中第五条の十の次に次の二条を加える。

(認定証)

第五条の十一 環境大臣は、法第九条の十第一項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。

(休業等届出)

第五条の十二 法第九条の十第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は当該認定に係る無害化処理の用に供する施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該施設を再開したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

2 法第九条の十第一項の認定を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を環境大臣に届け出なければならぬ。

第六条第一項第一号八中「第三条第一号へ及びト」を「第三条第一号チ及びリ」に改め、同号八を同号ホとし、同号に次のように加える。

へ 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

第六条第一項第一号口中「第三条第一号ホ」を「第三条第一号へ」に改め、同号口を同号八とし、同号八の次に次のように加える。

二 石綿含有産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

第六条第一項第一号イの次に次のように加える。

ロ 石綿が含まれている産業廃棄物であつて環境省令で定めるもの（以下「石綿含有産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、第三条第一号ホの規定の例によること。

第六条第一項第二号ロ(1)中「第三条第一号ト」を「第三条第一号リ」に改め、同号に次のように加える。

二 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、次によること。

(1) 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

(2) 石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。ただし、収集又は運搬のため必要な破碎又は切断であつて環境大臣が定める方法により行うものについては、この限りでない。

第六条第一項第三号リ中「廃プラスチック類」の下に「（石綿含有産業廃棄物を除く。）」を加え、同号ル中「第三条第三号ヌ」を「第三条第三号ヲ」に改め、同号ム中「ラ」を「ム」に改め、同号ムを同号ウとし、同号ラ中「又は」を「若しくは」に改め、「廃棄物」の下に「又は石綿含有産業廃棄物を前号ニの規定により処分し、若しくは再生したことにより生じた廃棄物」を加え、同号中ラをムとし、ヨからナまでをタからラまでとし、カの次に次のように加える。

ヨ 石綿含有産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 最終処分場（第七条第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一定の場

所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うこと。

(2) 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

第六条の二第二号中「第十五条の四の四第一項」を「第十五条の四の五第一項」に改める。

第六条の五第一項第一号口中「第三条第一号ホ(2)及び(3)」を「第三条第一号ヘ(2)及び(3)」に改め、同号二及び同項第二号チ(1)中「第三条第一号ト」を「第三条第一号リ」に改め、同項第三号カ中「ヨ」を「タ」に改める。

第七条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設

第七条の二中「第十二号」を「第十一号の二」に改める。

第七条の六中「第十五条の四の六第一項」を「第十五条の四の七第一項」に改め、第三章中同条を第七条の八とし、第七条の五の次に次の二条を加える。

(産業廃棄物の無害化処理の認定に関する読替え)

第七条の六 法第十五条の四の四第三項の規定により法第九条の十第八項の規定を準用する場合には、同

項中「前各項」とあるのは、「第十五条の四の四第一項及び第二項並びに同条第三項において読み替えて準用する第八条の四、第三項から第六項まで並びに第十五条第三項本文及び第四項から第六項まで」と読み替えるものとする。

（無害化处理に係る認定証等）

第七条の七 第五条の十一及び第五条の十二の規定は、法第十五条の四の四第一項の認定について準用する。この場合において、第五条の十二第二項中「同条第二項第一号」とあるのは、「法第十五条の四の四第二項第一号」と読み替えるものとする。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、同項第十四号中「第六条第一項第三号ラ」を「第六条第一項第三号ム」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ルの規定の例により排出する場合は、この限りでない。

第五条第一項第十四号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第六条第一項第三号ソ」を「第六条第一項第三号ツ」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第三条第三号リ」を「第三条第三号ル」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号を同項第十二号とし、同項第九号中「同号ソ」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十二号とし、同項第九号中「同号レ」を「同号ソ」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 廃棄物処理令第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）を排出する場合には、廃棄物処理令第三条第二号ト(2)本文の規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を同条第三号リに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、同号チの規定の例により排出する場合は、この限りでない。

九 廃棄物処理令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。）を排出する場合には、廃棄物処理令第六条第一項第二号二(2)本文の規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を同項第三号ムに規定する基準に適

合する状態にして排出すること。ただし、同号ヨの規定の例により排出する場合は、この限りでない。

第五条第二項第三号中「第六条第一項第三号ヨ」を「第六条第一項第三号タ」に改め、同条第三項の表第一号中「第一項第九号」を「第一項第十一号」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令目次の改正規定、同令第二章中第五条の十の次に二条を加える改正規定、同令第六条の二第二号及び第七条の六の改正規定並びに同令第三章中同条を同令第七条の八とし、同令第七条の五の次に二条を加える改正規定並びに附則第四条の規定は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十八年八月九日）から施行する。

（石綿含有産業廃棄物等の溶融施設に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第

七条第十一号の二に掲げる産業廃棄物の処理施設を設置している者は、当該処理施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（次項において「法」という。）第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により法第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、この政令の施行の日から三月以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二十七条に規定する市にあつては、市長とする。）に届け出なければならない。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第四条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「第十五条の四の六第一項」を「第十五条の四の七第一項」に改める。

理由

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、石綿が含まれている廃棄物の無害化処理に係る認定に関し必要な事項を定めるとともに、石綿が含まれている廃棄物の適正な処理を確保するため、当該廃棄物の処理に関する基準の強化等を行う必要があるからである。

